

国連婦人の十年

—1980年世界会議と厚生行政—

大泉 博子

(社会保険庁医療保険部 健康保険課課長補佐)

1. 婦人問題と厚生行政

我が国における婦人問題は、昭和21年の衆議院議員選挙に初めて39人の婦人議員が当選した事実が象徴的に示しているように、戦後になってようやく進歩を遂げたと言うことができる。男女平等を明文化した新憲法は、戦後30余年を経て、異論をはさむ余地のないものとなった。この婦人問題を行政の上で主に担当してきたのが労働省婦人少年局である。

国際婦人年(1975年)に、メキシコ市で国際婦人年世界会議が開催され、「世界行動計画」が採択された。これを契機として、我が国では、閣議決定により、総理府に婦人問題推進本部が設置された。世界会議の成果を国内施策に取り入れ、婦人に関する施策について、関係行政機関相互間の事務の緊密な連絡と、総合的かつ効果的な対策を推進することをその趣旨としている。

本部の構成は概ね、内閣総理大臣を本部長とし、関係省庁(総理府、経企庁、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、労働省、自治省)の事務次官を本部員とする。ここにおいて、従来、厚生行政を含め各行政分野で行われていた婦人に関する施策が総合的に推進されるようになったのである。

これら関係省庁の婦人に関する施策は、家族関係法制、婦人教育、婦人労働、農山漁村における婦人、保育、母性保健等各方面にわたるが、「世界行動計画」を国内で具体化するため策定された「国内行動計画」においては、次の5課題を中心とした施策の展開を図ることが決められた。

(1) 法制上の婦人の地位の向上

(2) 男女平等を基本とするあらゆる分野への婦人の参加の促進

(3) 母性の尊重及び健康の擁護

(4) 老後等における生活の安定の確保

(5) 国際協力の推進

厚生行政においては、(2)の婦人の参加の促進のためには、育児環境の整備、(3)の母性の尊重等に関しては、母性と健康を守る対策、(4)の生活安定に関しては、寡婦等の自立促進と老後における生活の安定を国内行動計画前期重点目標として決定した。

これらの目標に沿って、厚生行政において実際に推進が図られてきたのは、次のとおりである。

(1) 育児環境の整備

保育所の整備及び運営費の改善、保母の養成及び確保、家庭養育相談・指導機能の強化、児童の遊び場(児童館、児童センター等)の確保、その他

(2) 母性と健康を守る対策

家族計画新婚学級等の開催、妊娠婦健康診査、妊娠中毒症等対策、母子保健センターの設置、母子保健指導事業、母性給付、地域保健、その他

(3) 老後等における生活の安定の確保

年金制度の充実・老人福祉対策の充実、母子福祉資金の貸付け等、遺族年金及び母子年金等の所得保障施策、母子家庭の相談事業、その他厚生行政は、そもそも、婦人に照準を当てたものではなく、児童福祉、老人福祉、年金制度、地域保健などの改善が結果として婦人の生活に役立ってきたと言える。したがって、婦人の健康と福祉という

観点を意識しながらも、本来、児童福祉行政、老人福祉行政、年金制度、地域保健などはどうあるべきかの議論が先になされなければならない。

一方、婦人労働などの問題は、性による差別の撤廃がその原点となっている。したがって、婦人という性そのものに関して発生する問題を検討するのがその役割である。この点が、婦人労働行政と婦人にに関する厚生行政一般との違いであり、厚生行政において婦人問題を論ずるときは、数ある要素の一つでしかない婦人のためのという要素をいかに満足させるかが問題となる。

たとえば、保育所は、「保育に欠ける児童」に着目して設置されているのである、「働く婦人の便宜」に供されたのはあくまで結果でしかない。児童にとって、いつの時点から集団保育の方がよいのか、母子のみの密接な関係を継続すべきなのか、未だ確たる科学的な研究の結果は出ていない。したがって、社会の趨勢では働く婦人の数が増加している今日も、ただその現象のみをもって保育所の増設を図るというような短絡は許されず、児童福祉行政の長期的視野をもって対策をたてるべきであろう。厚生行政における婦人問題は、多かれ少なかれ、こうした問題を含んでいる。

厚生行政は、憲法第25条に保障する生存権をいかに実現するかをその使命としているが、児童、老人、障害者、病人、貧困者などは、特に社会全体としてその福祉の実現を図らなければならない。婦人もこれらのマイノリティー（弱者）グループと並んで、婦人が通常のライフ・サイクルに障害を来たしたときの寡婦・母子家庭対策や、婦人の特性に基づく母性保健など各種の施策が推進されている。しかしながら、資源（国家予算）は有限であり、すべてのマイノリティー・グループにいかに配分するかはたいへん難しい問題である。

その中で、婦人行政の発展を遂げるためには、時代の価値が婦人にどこまで置かれるかにかかっている。厚生行政は、既に述べたように、児童福祉法、老人福祉法、厚生年金保険法等の体系を重視して資源の配分が行われており、婦人福祉法などというものは

国民のコンセンサスを得てないことから、従来の体系の中で、婦人という観点をどう取り入れていくか、どこまで取り入れていくかが、厚生行政における婦人問題の課題である。

2. 世界会議の経緯

1975年の国際婦人年に、メキシコ市で婦人の世界会議が開催され、「世界行動計画」・メキシコ宣言を始め、多くの関連決議が行われた。

この年の国連総会は、1975年から85年の10年間を「国連婦人の十年：平等、発展、平和」と宣言し、以後、国際婦人年の諸目標の実施状況を評価し、既存の計画を調整するための第2回世界会議を国連婦人の十年の中間年に開催することを決議した。

これに基づいて、1977年と78年の国連総会は、第2回世界会議を1980年にコペンハーゲンで開催することを決議し、会議事務局を設けて準備に着手した。会議開催までに、3回にわたって準備委員会（日本もメンバー）会議が開かれ、議題、前半期見直しと後半期行動計画等の大枠が作られた。

7月14日から30日までの会議は、145カ国及び国連専門機関の参加を得て、コペンハーゲン郊外のペラ・センターで行われた（ペラ・センターは野原にぽつんと建った二階建ての建物で、通常は貿易見本市に使われている）。ヨーロッパも日本と同様、冷夏に見舞われ、前半には、各国の婦人代表が雨傘を片手に集まる光景が見受けられた。お祭り騒ぎの好きでないデンマーク人の気質を反映してか、「歓迎」の垂幕ひとつもなく、すべてに關して質素で、コペンハーゲンの市民も非常にさめた眼で見ているようだった。以下、会議の概要をありのままに書く。

7月14日の開会式は、2千人（その中、8～9割が婦人）の参加者を集めて開かれた。ワルトハイム事務総長、マルガレーテ・デンマーク女王、ヨーゲンセン首相、オスター文化相（本会議議長でデンマーク唯一の女性大臣）の演説が行われた。女王の演説は、「男女平等を実現するには個人の能力を強調しなければならない。我々は男女の社会的役割

を弾力的に考え、男女の典型的役割という固定観念を排除しなければならない。そのためには、心を開き、挑戦していかねばならない。」と澄みきった英語で参加者に印象付けた。

このあと、番外で、北欧5カ国の女性が平和運動の署名を集めてアピールするという一幕があり、ワルトハイム事務総長もこれに賛賛のメッセージを送った。

会議は翌日から開始されたが、各国一般演説の行われる本会議の他に、国内問題を扱う第1委員会、国際問題を扱う第2委員会、共通問題を扱う全体委員会、また、各回国政府代表権の審査を行う資格審査委員会が設けられ、議題の各々に該当する部分を審議することになった。

主な議題は次のとおりである。

- (1) 南アフリカの婦人に対するアパルトヘイトの影響
- (2) 国連婦人の十年前半期における「世界行動計画」の実施状況の検討及び評価
- (3) 国連婦人の十年後半期のための行動計画策定
- (4) パレスチナ婦人に対するイスラエル占領の影響

議題からして政治的色彩が強いが、厚生行政にとって最も関連が深いのは、後半期行動計画の策定である。この後半期行動計画は、「雇用・健康・教育」をサブ・テーマとし、準備委員会会議では200項目余から成る行動の指針として作成された政治問題を別にすれば、今回の世界会議の眼目は、この後半期行動計画の策定にあったのである。

後半期行動計画の厚生行政関連部分については後述するが、各委員会において検討された報告に基づき、7月30日(会議終了の日)、後半期行動計画の採択が図られた。この時、シオニズムを人権差別として言及するというアジア地域グループ(日本は含まれず)の案をアメリカ、イスラエルを始め西側諸国が反対した。しかしながら、結局、賛成94(日本を含む)、反対4、棄権4で、後半期行動計画は採択された。

3. 後半期行動計画における「健康」と「保育」

後半期行動計画は、国連婦人の10年後半期の指針として、「雇用・健康・教育」のサブ・テーマの下に作成されることになっていたが、後半期行動計画の国内事項を扱う第一委員会の検討の過程で、新たに重要課題として、「保育、移民婦人、失業婦人、若年女性」の4つが付け加えられた。

ここでは、厚生行政に関連の深い「健康」と「保育」の概要を書く。ただし、これらのテーマについては、政治問題の影に隠れて、十分に議論されたとは言い難く、参加国の多くは開発途上国であることからみても、日本にとって現実離れした事項も少なくない。したがって、ここに決められたことは国際社会の目標と見るべきであって、この目標をどう具体化するか、どう解釈するかは、各国の実情に応じて、各国で決めていくことと思われる。日本においても、総理府婦人問題推進本部を中心に、国内への取り入れについて検討されているところである。

「健康について」

国民総ての心身の健康を向上させるため、次の8つの目的をおく。

- (1) 婦女子の健康向上
- (2) 人口政策の確立
- (3) 婦人の全生涯にわたる健康管理の改善
- (4) 保健施策における男女の参加促進
- (5) 疾病原因の研究、臨床、疫学研究プログラムの確立、国民的課題を扱うサービスの組織化
- (6) 婦人・児童に対する虐待の禁止施策、家庭内暴力、暴行等の精神的・肉体的苦痛からの婦人の保護
- (7) 保健施策のための人的資源の質的・量的な訓練
- (8) 婦人の保健施策の一環として、アルコール中毒、麻薬中毒、精神衛生の観点を取り入れること

この 8 つの目的に沿って、次の行動指針を与える。

- (1) 地域共同体が参加してプライマリー・ヘルス
・ケアを推進する。
- (2) プライマリー・ヘルス・ケアにおける婦人の
ニード（特に、へき地等における）を充足し、
保健行政を監視する。
- (3) 保健行政の推進に婦人の参加を図る。
- (4) 婦人に、母性保健、栄養、家族計画、性病の
予防と治療等を保障する。
- (5) 児童の福祉と家族計画を強化し、学校教育の
課程に家族計画を入れるなどしてその浸透を図
る。
- (6) 婦人の地位の分析・評価をし、婦人の肉体的
・精神的福祉を推進する。
- (7) 地域の保健婦、伝統的治療師、産婆などの活
用を図る。
- (8) 婦人の健康に関する一般のニードを医師等に
認識させ、予防医学や他の専門家・婦人との責
任分担の必要性に注意喚起する。
- (9) 婦人が医療専門職や衛生関連研究に就けるよ
うな施策を確立する。
- (10) 婦人の死亡率・罹患率の傾向を得るために、経
済、社会、文化的指標を発達させる。
- (11) 妊婦、授乳婦、低所得層の婦人・子供を中心と
しそのニードを基礎にした食物・栄養施策を遂
行する。
- (12) 食物の含有物、有害添加物、不当標示、低栄
養価食物の氾濫に対する婦人と家庭の健康・安
全を保護する。
- (13) 衛生、浄水等の改善に資する施策を向上させ
る。
- (14) 職場、家庭における労働安全を保ち、婦人の
仕事を軽減する技術を供する。
- (15) 労働衛生の障害となるものを排除する立法を
行う。
- (16) 保健教育－特に伝統的健康法の見直し－を拡
充する。
- (17) 妊産婦・乳児死亡を防止する。
- (18) 出産・育児休暇等の施策を遂行する。

- (19) 老令婦人、独居婦人、障害婦人のニードを配
慮する。
- (20) 若年女性に十分な医療ケアを与える。
- (21) 割礼を廃止する。
- (22) 家庭内暴力の原因を追求し、排除する。
- (23) アルコール、タバコ、麻薬、薬品の過多使用
から婦人を保護する行動計画を建てる。

「保育について」

目的は次の 2 つである。

- (1) 個々の家族のニードに即した、政府の児童施
策の推進
 - (2) 婦人（特に働く婦人）の育児責任を軽減し、
外の仕事と母親としての役割を結合させること。
父親にも責任をもたせること。
- この目的を達成するために政府は次の施策を採用
しなければならない。
- (1) 地域別、職業別保育、放課後及び休日保育、
緊急時保育、巡回性職業を持つ親のための保育
を行う。
 - (2) 保育に当たる人材、サービスの質、衛生条件
物質的観点などの改善による現行保育サービス
の向上を図る。
 - (3) 働く婦人のニードと条件に合ったサービスの
創造とその研究を行う。
 - (4) 低所得層も考慮した低コストのサービスを供
給する。
 - (5) 保育サービスの計画に母親を参加させる。
 - (6) ショッピング・センターの託児所で、必要な場
合には、子供に便宜を供する。